

ピックアップ

イベント & ニュース

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症により、経済的な影響を受けたひとり親世帯の方の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

詳細は、市ホームページを確認してください。

☎子育て支援課 ☎70・5664

●基本給付

▶**対** 次のいずれかに該当する方①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている②公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている(ひとり親家庭等福祉医療証を受けている方を含む)③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている ▶**支給額** 1世帯5万円、第2子以降は1人につき3万円加算 ▶**支給日** ①8月上旬(予定)②・③申請書の審査後に順次

支給 ▶**申**▷**方法**①申請不要②市から郵送する申請書に記入し同課へ直接③同課へ電話で問い合わせ▷**期間** 8月3日～来年2月26日

●追加給付

▶**対** 臨時特別給付金の対象①か②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方 ▶**支給額** 1世帯5万円 ▶**支給日** 申請書の審査後、9月以降に順次支給 ▶**申** 市から郵送する案内通知にある必要書類を持参し、8月3日～来年2月26日に同課へ直接

●臨時窓口

ひとり親世帯臨時特別給付金の相談と申請受け付けのため、臨時に窓口を開設します。▶**時** 8月22日(土)・23日(日)8時30分～17時▶**場** 同課

一人一人の心掛け感染症対策への協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症の対策として、風邪や季節性インフルエンザの対策と同様に、咳エチケットや手洗いなどの実施が重要です。一人一人が心掛けて、感染症対策を行うようにしましょう。学校や職場など、人が集まる場所では、特に気を付けてください。

感染症の拡大防止も大切です。風邪症状がみられる場合には、外出を控え、やむを得ず外出する場合には、咳エチケットを徹底するなど、感染症対策に努めてください。

☎健康づくり推進課 ☎77・1133

おさらいしましょう！正しい手洗い

正しく洗えているつもりでも、指先や親指の周りなどは、洗い残しが多いといわれています。もう一度、正しい手洗いをおさらいしてみましょう。

●正しい手の洗い方

手洗いの前に

- 爪は短く切っておく
- 時計や指輪は外しておく



せっけんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かす。

●汚れが残りやすいところ

- 指先や爪の間
- 指の間
- 親指の周り
- 手首
- 手のしわ



■最も不十分になりやすい部位
●不十分になることが多い部位
●不十分になることが少ない部位

参考：Taylor, L. Nursing Times, 74,54(1978)

提供：サラヤ株式会社

守っていますか？咳エチケット

くしゃみや咳の飛沫にはウイルスを含んでいる可能性があるため、咳エチケットを心掛けましょう。

咳などの症状がない場合、屋外で周囲の人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合には、熱中症対策として、マスクを外すことも可能です。状況に応じて、無理なく咳エチケットを行ってください。

